

2－3：災害時における畳の提供等に関する協定（「5日で5000枚の約束。」

プロジェクト実行委員会)

加古川市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害等による災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

- (1) 避難所等までの畳の輸送
- (2) 利用後の畳の処理

（支援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した畳の対価は、無償とする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（訓練等への参加）

第8条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもつて協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年8月25日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市

加古川市長 岡田 康裕

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

「5日で500枚の約束。」プロジェクト実行委員会

事務局長 前田 敏康